

古代ギリシア文化研究所 2021年度年次総会・研究会

《The 7th Annual Meeting of The Association for Researchers of the Ancient Greek Civilization, 2021》

報告要旨

第一報告

小松誠（フライブルク大学） Makoto, KOMATSU (Albert-Ludwigs-Universität Freiburg)

「アテナイ、アクロポリスに奉納されたミュロン作、ペルセウス像について」

‘On the Statue of Perseus by Myron on the Athenian Acropolis’

本発表の検討対象はアテナイのアクロポリスに奉納された彫刻家ミュロンによるペルセウス像(Paus.1.23.7)である。本像とその彫刻家はパウサニアスの記述を通じて知られるが、台座等の考古学的証拠は現存しない。彫刻家ミュロンの活動年代から本作の凡その成立年代が推定される。D. Ogdenはこの奉納物の主題としてペルセウスが選択された理由はアテナイとアルゴスの間の軍事的同盟関係の締結を記念にあるのだろうとの見方を示す。

それでは、聖域における公的碑文及び英雄像の建立習慣に照らして、前5世紀のアクロポリスに同盟関係の締結や顕彰を理由に英雄像が奉納されたと実際に考えられるのか？この点を巡って、本発表では以下の3つの論点を検討する: 1. 前6/5世紀にデルフォイ及びオリュンピアに奉納された英雄像; 2. アクロポリスに前5世紀に建立された他ポリスの顕彰及び条約の締結に言及する碑文; 3. アクロポリスに前5世紀に他ポリス出身者によって設置された奉納物.

第二報告

周藤芳幸（名古屋大学教授） Yoshiyuki, SUTO (Nagoya University)

「文化的テクストとしての僭主殺害者像：図像、伝承、過去の創造」

‘Framing the Heroic Imagery of Tyrannicides: Visual Representaion, Oral Tradition, and Invention of Past in Classical Athens’

昨年度の本研究所の研究集会では、芳賀京子氏が詩人、とりわけアナクレオンの肖像について示唆に富んだ報告を行った。それを受けて本報告では、前古典期から古典期への移行期にアテネの彫像慣習に劇的な変化をもたらすことになった有名な僭主殺害者像について、あらためてこれをアテネ民主政の維持と強化に貢献した文化テクストとして考察する。僭主殺害者像については、歴史学、美術史学それぞれの立場から膨大な研究が蓄積されてきているが、関連する古典史料の含意、建立の具体的な時期と経緯、アゴラにおけるその建立地点、他の顕彰像やヘルメス柱像との関係、過去の創

造にあたってのエージェンシーとしての役割など、なお説明すべき点が多く残されている。そこで、ここでは文化的記憶をめぐる近年の研究の進展を踏まえ、パウサニアスのテキストの読み直しから出発して、これらの問題について一定の展望を提示してみたい。

第三報告

佐藤昇（神戸大学） Noboru, SATO (Kobe University)

「野次馬の意義：アッティカ法廷弁論に見られる「場」の修辞的利用」

‘Rhetorical Functions of Corona: People Around the Athenian Law court.’

本報告は、古典期アテナイの法廷周辺に集まる野次馬について、修辞戦略という観点から検討を行うものである。古典期アテナイの法廷は、日々人々が行き交うアゴラの周辺に、開放的な構造で設置されていた。その周囲には多くの野次馬が集っていたとされる。こうした現象に対して、研究者たちは旧来、その実際的効果に注目してきた。Lanniは秩序維持効果を重視し、とりわけ陪審員にアカウンタビリティを求める力が野次馬にはあったと主張している。他方、演説において野次馬に言及することの修辞的機能については、未だ本格的議論が行われていない。しかし、訴訟当事者が弁論中で野次馬に言及する頻度は決して低くなく、さらに大抵はいくつかの定型的な性格を持つものとして描かれる傾向にある。したがって本報告では、まずアッティカ法廷弁論における野次馬への言及の仕方、性格づけの仕方を四つに類型化して実例を確認してゆく。そしてそれらが訴訟当事者としての立場に応じて巧みに使い分けられ、陪審員説得のために用いられていたことを確認する。その上で、野次馬の言及のされ方から、法廷外に野次馬がいること、いると想定することの社会的意味を問い直してゆくこととしたい。